○建設委員会

内閣提出法律案(一件)

番

号

件

名

院議先

月提

日出

参

諓

院

3 *

法律案とは法の一部を改正するとは完全を決定を決定を決定される。

衆

<u>,</u>

Ξ

四

四、

四

四

_ o. ≡ o ₹ •

111, 10

可

可

決

可

決

可

決

0, 110

委員会付託

委員会議決

衆議院議員提出法律案(一件)

3			番号	
整備法案 大阪湾臨海地			件	
域開発			名	
建設委員長			(月日)	
	- - - 七	Œ	付予 月備 日送	
	= -	Œ(提本出院へ	
- (一一、二七 一二、	四、	委員会付託	参
可決	= .	ZU,	委員会議決	護
可決	111, 10	四、	本会議議決	院
	/		委員会付託	衆
	/		委員会議決	護
可決	1 11, 1	四、	本会議議決	院
· · ·	- 1		備考	

111, 10 本会機機決 四 委員会付託 衆 껝 委員会議決 諓 _ = ; 四 本会議議決 院 備 考

(注) ※は予算関係法律案

正する法律案(閣法第三号)住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改

要旨

内容は、次のとおりである。

及び償還期間の延長等の措置を講じようとするもので、その主な時限的措置として、一定の既存住宅に係る貸付金の利率の引下げに特限的措置として、一定の既存住宅に係る貸付金の利率の引下げ

一、既存住宅に係る貸付金の金利の引下げ

ついては、年五・五パーセント以内(当初十年間)に引き下げついては、年五・五パーセント以内(当初十年間)に引き下げ間)である既存住宅に係る貸付金の金利を、良質な既存住宅に現在百五十五平米以下で年六・五パーセント以内(当初十年

二、既存住宅に係る貸付金の償還期間の延長

ては、三十年以内に延長する。 現在二十五年以内である償還期間を、良質な既存住宅につい

安員長報告

まず、大阪湾臨海地域開発整備法案は、大阪湾臨海地域におけにおける審査の経過及び結果を御報告申し上げます。ただいま議題となりました二法律案につきまして、建設委員会

す。 委員会における質疑の詳細は、会議録によって御承知願いま

| 律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしまし|| て上田委員より反対する旨の意見が述べられ、採決の結果、本法|| 質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表し

こととするものであります。 存住宅に係る貸付金の利率の引下げ及び償還期間の延長等を行うの法律の施行の日から平成六年度末までの期間に限り、一定の既を改正する法律案は、内需の拡大のための時限的措置として、こ 次に、住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部

す。 委員会における質疑の詳細は、会議録によって御承知願いま

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案

ソニ、即及言甲ノニがまた。どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

大阪湾臨海地域開発整備法案(衆第三号)

要旨

おりである。
本法律案は、大阪湾臨海地域における近年の産業構造の変動等本法律案は、大阪湾臨海地域における近年の良好な居住環境等を備えた地域としての当該が国の経済、文化等の発展に寄与するため、世界都市にふさばにおける活力の向上を図り、東京一極集中の是正並びに世界及経済的社会的環境の変化にかんがみ、当該地域及びその周辺の地本的である。

する。 関係行政機関の長に協議して指定するものとの申請に基づき、関係行政機関の長に協議して指定するものと一、大阪湾臨海地域及び関連整備地域は、主務大臣が、府県知事一

三、関係府県知事は、基本方針に基づき、関係市町村長等の意見等に関する基本方針を決定しなければならないこととする。機関の長に協議の上、大阪湾臨海地域及び関連整備地域の整備二、主務大臣は、関係府県知事の意見を聴くとともに、関係行政

ができることとする。 域について整備計画を作成し、主務大臣の承認を申請することを聴いて、当該府県の区域内の大阪湾臨海地域又は関連整備地

を組織することとする。 臣、関係行政機関の長、関係府県知事等で構成する促進協議会四、整備計画の実施の促進に関し必要な協議を行うため、主務大

五、国及び地方公共団体等は、大阪湾臨海地域及び関連整備地域五、国及び地方公共団体等は、大阪湾臨海地域及び関連整備地域五、国及び地方公共団体等は、大阪湾臨海地域及び関連整備地域五、国及び地方公共団体等は、大阪湾臨海地域及び関連整備地域五、国及び地方公共団体等は、大阪湾臨海地域及び関連整備地域

ずるが、これでは一番買長報告

前ページ参照